

○●○大野城市難聴者補聴器購入費助成事業申請の手続き ○●○

【対象者】身体障害者手帳の対象とならない18歳以上の難聴者（大野城市在住の人）

※市民税非課税の人

※原則として、両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満

☆給付までの流れ

(1) まずは大野城市福祉サービス課まで相談してください。

(2) 下記の書類を市役所に提出します

- ① 助成金交付申請書
- ② 処方医師意見書（医師記入）
- ③ 見積書（業者作成）
- ④ 購入する補聴器の仕様書
（パンフレット）



福祉サービス課

※ 処方医師意見書は指定の医師による記入が必要となります。

※ 支給の対象となる補聴器は原則1個（片耳）になります。

※ 助成額は、下記基準額の3分の2が上限額となります。

補聴器の種類	基準額
軽度・中等度難聴用ポケット型	41,600円
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900円
高度難聴用ポケット型	41,600円
高度難聴用耳かけ型	43,900円
重度難聴用ポケット型	55,800円
重度難聴用耳かけ型	67,300円

(3) 市役所から発行された交付券を受け取ります。

(4) 業者から補聴器を購入する際に、交付券を提出します。

補聴器価格から助成額を差し引いた額が自己負担となります。

☆耐用年数について

補聴器の耐用年数は5年です。

耐用年数以内の破損や故障につきましては、助成の対象外となります。